

令和 8 年度東京都地域学校協働活動推進事業実施要綱

この要綱は、区市町村が実施する地域学校協働活動推進事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第 1 事業の趣旨

「社会に開かれた教育課程」を実現し、いじめ・不登校への対応や「学校における働き方改革」を推進するためには、地域と学校の連携・協働体制を構築し、地域全体で子供たちの教育環境を向上させる必要がある。

本事業は、地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校である「コミュニティ・スクール」の導入や充実に向けた取組と、幅広い地域住民の参画により、子供たちの豊かな人間性を育み、地域を創生する学校内外における活動である「地域学校協働活動」を一体的に支援することにより、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会を目指すものである。

第 2 事業名称

東京都（以下「都」という。）は、文部科学省の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（令和 8 年 2 月 17 日総合教育政策局長・初等中等教育局長決定）の規定による「2. 事業の内容」で示している地域と学校の連携・協働体制の構築等の実施に関する取組である「地域と学校の連携・協働体制構築事業」（以下、「国事業」という。）のうち、推進・運営委員会の設置、域内の地域学校協働活動の総合的な調整役を担う者（社会教育法第 9 条の 7 に規定する地域学校協働活動推進員又は地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う地域コーディネーター。以下「地域学校協働活動推進員等」という。）に対する研修・視察等の実施、地域学校協働活動推進員等の配置及び地域学校協働活動に関する取組を「地域学校協働活動推進事業」（以下「事業」という。）と総称する。

第 3 実施主体

本事業の実施主体は、区市町村とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができる。

また、本事業を実施するに当たり、各実施主体は以下の 1～3 を満たすことを要件とする。

1 コミュニティ・スクールの導入

区市町村において、以下の（1）又は（2）のいずれかにより「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5」に基づくコミュニティ・スクールを導入していること、又は導入に向けた具体的な計画があること。

（1）所管する学校（公立幼稚園を除く。）の 40%以上でコミュニティ・スクールを導入していること。

（2）所管する学校のコミュニティ・スクールの導入率を、令和 8 年度以降 3 年度以内に 40%以上とする具体的な導入計画を有していること。

2 地域学校協働活動推進員等を配置すること。

区市町村は、第 5 の 2 から 4 までに示す活動を実施する場合には、地域学校協働活

動推進員等（「地域コーディネーター」を含む。）を配置すること。また、国事業に係る国庫補助額（以下、「国庫補助額」という。）が 500 万円以上の区市町村においては、必ず地域学校協働活動推進員等の配置に係る経費を積算し、事業費として計上すること。

なお、地域学校協働活動推進員等の配置に当たっては、次の（１）及び（２）に留意すること。

- （１） 地域学校協働活動推進員等は、地域と学校をつなぐ総合的な企画調整のほか、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行う。
- （２） 地域学校協働活動推進員の配置に当たっては、社会教育法第 9 条の 7 の規定を踏まえ、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者を選任すること。

3 地域と学校の連携・協働体制の構築等に係る研修を実施すること

- （１）国庫補助額が 500 万円以上の区市町村は、第 5 の 3 に示す研修を実施することとし、必ず研修に係る経費を積算し、事業費として計上すること。

第 4 設置単位

地域学校協働本部は、学校区を基本的な設置単位とする。ただし、地域の実情に応じて、区市町村域等を単位とした設置が適当と認められる場合は、この限りでない。

第 5 事業の内容

区市町村は、事業の実施に当たり、これまでの学校支援活動などを基盤として「支援」から「連携・協働」へ、また、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指し、地域学校協働活動が地域住民等の積極的な参画を得て、学校との連携・協働の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制として「地域学校協働本部」の整備に努めることとする。

なお、これまでの経緯やそれぞれの地域の特色を踏まえ、独自の名称を使用することも可能である。

区市町村における事業の内容は、次に掲げるものとする。

1 推進・運営委員会の設置

- （１）区市町村は、域内の地域学校協働活動の運営方法等を検討する推進・運営委員会を設置する。

なお、推進・運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

- （２）推進・運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、域内の学校へのコミュニティ・スクールの導入・充実に向けた検討、事業の検証・評価等を行う。
- （３）推進・運営委員の選定に当たっては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する趣旨に鑑み、実情に応じて、行政関係者（教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）、福祉部局及びまちづくり担当部署等）、学校関係者、PTA 関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

2 必要な人員の配置

(1) 地域学校協働活動推進員等

区市町村は、地域学校協働活動推進員等を配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、保護者等と連携しながら活動を行うものとする。地域学校協働活動推進員等の選任に当たっては、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者が望ましい。

地域学校協働活動推進員等は、域内の地域と学校をつなぐ総合的な企画調整のほか、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行う。

また、事業の実施に当たっては放課後子供教室等の活動間の連携を図るよう努めること。

(2) 統括的な地域学校協働活動推進員等

区市町村は、本事業の趣旨に基づき、主として域内における地域学校協働本部の体制づくりを推進するため、統括的な地域学校協働活動推進員又は統括コーディネーター（以下「統括的な地域学校協働活動推進員等」という。）を原則として配置する。

統括的な地域学校協働活動推進員等は、域内の地域学校協働活動推進員等を統括する立場として、地域学校協働活動推進員等間の連絡・調整、地域学校協働活動推進員等の確保・人材育成のほか、未実施地域における取組の促進等を図るために必要な活動を行う。

また、区市町村は配置した統括的な地域学校協働活動推進員等の内から原則として1名を都へ推薦するものとし、東京都教育委員会は、その統括的な地域学校協働活動推進員等に対して、東京都地域学校協働活動推進員として委嘱を行う。

(3) 協働活動リーダー

主に「授業の支援」「部活動指導」等の支援を中心的に担う人材として、地域学校協働活動の支援を実施する者（以下「協働活動リーダー」という。）を置くことができる。

(4) 協働活動サポーター

プログラムの実施のサポートや児童生徒等の安全を管理する者を置くことができる。

(5) 学習支援員

児童生徒等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組（地域未来塾（スタディ・アシスト+））等において、特別な知識や経験等を活用し、協働活動支援員では行うことのできない学習支援を実施できる者（以下「学習支援員」という。）を置くことができる。

- ## 3 研修・視察等の実施
- (1) 区市町村は、その所管する学校における学校運営協議会関係者並びに自らが配置する地域学校協働活動推進員等及び統括的な地域学校協働活動推進員等などに対して、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の現状や推進方策、子供を取り巻く現代的課題に対する対応方策、福祉団体及び経済団体等多様な関係団体との連携方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、学習・体験活動等の企画・実施方策、関係者間の情報共有並びにコミュ

ニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する上で参考となる先進地視察等、コミュニティ・スクールの導入・充実及びコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に資する研修を実施するよう努めることとする。

- (2) 区市町村は、自らが実施する地域学校協働活動のために協働活動リーダーや学習支援員等に対して、児童生徒等との接し方、安全管理方策及び関係者間の情報共有等の地域学校協働活動の円滑な実施を図るための研修を行うよう努めることとする。

4 地域学校協働活動の実施・運営

地域学校協働活動の実施・運営に当たっては、地域学校協働本部等の仕組みの下、多様な地域学校協働活動の安定的・継続的な実施に努めるとともに、活動の充実を図ることとする。

なお、本事業において補助の対象とする地域学校協働活動に含まれる取組は、以下の内容を有するものとするが、いずれの取組を実施する場合においても、幅広い地域住民の十分な参画を得た上で、教員の業務負担軽減や放課後児童対策等の課題解決に資する取組とすること。

(1) 「学校における働き方改革」を踏まえた活動

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、未来を担う子供たちの育成を学校のみ委ねることは不可能であり、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、社会総がかりで教育活動を行うことが求められる。このことを踏まえ、地域と学校の連携・協働の下「学校における働き方改革」に取り組むことにより、子供たちが地域全体に見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動を行う。

なお、活動の実施に当たっては、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和7年文部科学省告示第114号※令和7年9月25日改正)及び「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月22日付け7ス庁第1839号)なども参考とすること。

(2) 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動

全ての児童生徒等を対象として、地域の人材の協力を得て、主に以下の取組により地域と学校の連携・協働による学習支援及び体験活動を行う。

ア 放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての児童生徒等の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動(「放課後子供教室」を除く。)

イ 学習支援員を活用し、児童生徒等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組(地域未来塾(スタディ・アシスト+))

ウ その他の地域学校協働活動

上記ア、イのほか、幅広い地域住民の参画を得て、地域と学校が連携・協働して行う多様な活動

第6 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする区市町村は、都が指定する期日までに、事業計画書を

提出するものとする。

第7 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた区市町村は、都が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

第8 費用

1 都は、第3から第5までに規定する要件を満たす事業（一部を委託して実施する場合も含む。）に対して、予算の範囲内で補助するものとする。

2 区市町村は、事業の事業費を積算する際（事業の一部を委託して実施する場合も含む。）の補助対象経費は、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費及び委託費とし、以下の基準に基づき計上することとする。

（1）諸謝金について

統括的な地域学校協働活動推進員等、地域学校協働活動推進員等、協働活動リーダー、学習支援員等の謝金単価は別表の金額を上限とする。

なお、各人員の配置については、各地域の実情に応じて、真に必要な人数を配置することとする。

（2）旅費について

地域学校協働活動の実施に係る旅費の取扱いについては、別表のとおりとする。

（3）消耗品費について

受益者負担の観点から、地域学校協働活動の実施に係る個人に給する経費は対象外とする。

（4）保険料について

ア 受益者負担の観点から、地域学校協働活動に参加する児童生徒等や保護者に係る経費は対象外とする。

イ 雇用保険は対象外とする。

（5）その他

ア 補助対象とする経費については、各地方公共団体や学校、PTA等の固有の活動に係る経費と明確に区別し、まぎれのないようにすること。

また、それぞれ所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めること。

イ 飲食物費（都が認める会議費以外のもの。）及び交際費に該当する経費は対象外とする。

第9 その他留意事項

1 本事業の実施に当たっては、「放課後子供教室事業」その他関連事業を実施している場合には当該事業と連携した取組となるよう努めること。

2 本事業の実施に当たっては、その趣旨を踏まえ、幅広い地域住民の参画を得て実施することにより、地域社会全体の教育力の向上を図るとともに、学校関係者や保護者、地域住民等、実際の活動に取り組む関係者間で目的を共有し、コミュニケーションの充実を図るなど、学校・家庭・地域が連携・協働して、子供の教育活動を支援する仕組みづくりの推進に努めること。

3 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動の実施に当たっては、児童生徒等が学校の教育活動外の時間帯に多くの大人と接することにより、児童生徒等の

多様な側面を把握することができ、これらを学校の教職員等と共有することなどを通じて学校運営の円滑化にも資するものであることから、学校の教育活動と連携・協働した仕組みづくりに努めること。

- 4 事業の一部を社会教育団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。
- 5 本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実に図るため、区市町村においては、事業実施前に「学校運営上の課題」や「学校と地域の課題」、「学校と家庭の課題」など、本事業で重点的に取り組む課題に応じた目標及び目標の達成度を測るための指標を設定し、報告すること。
なお、本事業で設定した目標等について、他の「学校における働き方改革」の取組状況等と併せて自治体ごとに公表すること。
- 6 区市町村においては、事業実施後に5で設定した目標の達成度等について検証・評価等を行い、その結果について、検証・評価等を行うための基礎となったデータと併せて報告すること。
なお、検証・評価等の結果について、他の「学校における働き方改革」の取組結果等と併せて自治体ごとに公表すること。
- 7 上記5及び6に定める目標等の報告や公表の事実が認められない場合、交付要綱第16条（交付決定の取消し等）の規定を適用するものとする。
- 8 区市町村においては、上記5及び6に定める目標や取組結果等の公表と併せて、事業を実施する学校単位での「学校における働き方改革」の取組状況等の公表を積極的に行うよう努めること。
- 9 この要綱に定めるもののほか、補助金交付及び事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。